

監査委員公表第545号

平成24年3月19日付け監査第1023号及び平成22年3月16日付け監査第874号の監査結果に関する報告に基づき講じた措置等について通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年5月17日

大分県監査委員	米	濱	光	郎
大分県監査委員	柳	井	貞	美
大分県監査委員	桜	木		博
大分県監査委員	酒	井	喜	親

1 平成23年度行政監査の結果（平成24年3月19日付け監査第1023号）に基づく措置等

- (1) 概要 「措置済」415件 「措置しない」18件 「措置不要」3件
- (2) 措置等の状況

県立学校における教材費等に係る措置等の状況（平成25年3月31日現在）			
<p>今回の行政監査において、教育庁4課及び県立学校23校に対し、74項目の監査意見が示された。これに対し、教育庁では平成24年4月にワーキンググループを立ち上げ、高等学校PTA連合会、校長協会、事務長会からも意見を聴取しながら、各項目について検討を行い、8月に県立学校あての指導通知を発出した。また、適切で効率的な事務処理が行われるよう、学校徴収金等取扱マニュアルを見直し、「学校私費会計取扱要領」を策定し、平成25年2月に全学校を集めて説明会を開催した。今後、同要領が徹底されるよう、学校に対する定期的かつ継続的な指導により学校私費会計における事務の適正化を図ることとしている。監査委員から示された74項目の監査意見については、全ての項目について措置又は検討を完了しており、その詳細は、以下のとおりである。</p>			
項目	監査の結果及び意見（要旨）	監査対象機関	措置等の概要
1 私費現金の管理			
(1) 社会通念上問題があると認められるもの	<p>(現状) 次のようなものが見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 現金を金庫に保管していないもの イ 預金通帳と届出印を同じ職員が管理しており、預金払戻時のチェックができないもの ウ 学校徴収金の受払いが記録されていないもの エ 学校徴収金について預り金の性質にふさわしい管理をしていないもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 正確な集金額を把握していないもの (イ) 生徒ごとの集金額と支払額を管理していないもの (ウ) 代金を納入していない生徒にも副教材を配布しその購入費用にクラス費を充てたなど、負担が転嫁されているもの (エ) 誤徴収した額を保護者等に無断で他の費用の支払に充てたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 国東高等学校 山香農業高等学校 日出陽谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ア該当 金融機関に預け入れを行うまでの間については、事務長の管理の下、金庫に保管するようにした。 ・イ該当 預金通帳及び届出印は担当者、学年主任、主幹、事務長若しくは副校長がそれぞれ別の場所（金庫等）に保管し管理することとした。 ・ウ該当 出納簿を作成し管理するように徹底した。 ・エ(ア)該当 平成24年度から正確な集金状況を把握するように徹底した。 ・エ(イ)該当 出納簿に加え、生徒毎に管理する補助簿等を作成し、受払について管理することとした。

- (オ) 余剰金が生じていたもの、返金すべき額を返金していなかったもの
- (カ) 返金額の算定を誤ったもの
- オ 現金を受領した際に領収書を発行していないもの
- カ 現金を受領した際に発行した領収書の控えを保管していないもの
- キ 預金通帳を解約直後に廃棄したもの、郵便振替口座に係る振替受払通知票を保管していないもの
- ク 入学時に集金した第1学年の学年費に係る預金を、一時的に他学年に係る支払に充てるため払い戻したもの
- ケ 入学時に集金した第1学年の学年費に係る現金を集金目的外の支払に充て、その残りを入学時納入金として帳簿に記載したもの
- コ 既に解散し実体のない団体の預金口座を、学校関係団体費の経理に用いているもの
- サ 学校関係団体費の経理を行うために校長が開設した校長名の預金口座の届出印に、大分県教育委員会公印規程の規定により作成した公印を使用しているもの
- シ 預金口座の届出印とするため、大分県教育委員会公印規程の規定によることなく校長印、学校印、出納責任者印などを作成しているもの

(改善検討事項)

私費現金の管理体制を適切なものに改めること。

盲学校
 宇佐支援学校
 別府支援学校
 別府支援学校石垣原校
 新生支援学校
 竹田支援学校
 大分豊府中学校

- ・エ(ウ)該当
 今後は徴収目的以外の支出に充てないこととした。
- ・エ(エ)該当
 誤徴収した場合は、保護者等から他費用に充当して欲しいという申し出があるなど特別な場合を除き、保護者等に返還するよう徹底した。
- ・エ(オ)該当
 余剰金や返還すべき額が生じた場合は返金する。
- ・エ(カ)該当
 再発防止のため、複数の職員でチェックを行うように徹底した。
- ・オ該当
 今後は、現金を受領した際には必ず領収書を発行するよう徹底した。
- ・カ該当
 今後は、現金を受領した際には、必ず領収書の控えを取り、証拠書類として5年間保管するよう徹底した。
- ・キ該当
 今後は、証拠書類として5年間保管するよう徹底した。
- ・ク該当
 今後は徴収目的以外の支出に充てないこととした。
- ・ケ該当
 今後は別会計への充当は行わない。また、現金・預金を一括して出納簿により管理し、収支を明確にするよう管理体制を改めた。
- ・コ該当
 平成23年4月に新規に口座を開設し、実体のない団体の銀行口座の使用を止めた。
- ・サ該当
 届出印を私印に変更した。(大分鶴崎高等学校を除く該当機関)
 当該口座は今後使用することがないため解約した。(大分鶴崎高等学校)
- ・シ該当
 届出印を私印に変更した。

<p>(2) その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの ア 公費に準じた現金の出納が行われていないもの</p>	<p>(現状) 公費に準じた会計処理及び現金の出納を行うことを求めているにもかかわらず、現金出納簿が作成されていないものや、現金出納簿に預金の出納が記録されているものなどが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 徴収金処理方針における「現金」の定義を明確にした上で、私費現金の出納保管についてどういう事務処理を求め、そのためにどういう帳簿を作成すればよいかを検討し、具体的にこれを学校長に示すこと。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>【措置済】 今後は現金と預金を一括した出納簿で管理することとした。 【措置済】</p>
<p>イ 通帳による管理をしていなかったもの</p>	<p>(現状) 徴収金処理方針では、通帳により現金の出納を行い収支が確認できるようにすることを定めているが、私費現金を金融機関に預け入れなかったものであっても収支差額という意味での収支が確認できないものは少なかった。また、特別支援学校では、学校徴収金を管理している教員が金融機関に出かけることが非常に困難であることが認められた。</p> <p>(改善検討事項) 徴収金処理方針における「収支」の定義を明確にした上で、通帳による管理をする目的を再度整理するとともに、例外的に通帳による管理を要しない場合の具体的基準を示すこと。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>通帳の管理についての意義、方法について「学校私費会計取扱要領」で示して周知・徹底した。 【措置済】</p>
<p>2 私費現金の使途</p>			
<p>(1) 社会通念上問題があると認められるもの ア 学校徴収金を無断で集金目的外の使途に流用したもの</p>	<p>(現状) 学校徴収金を委任者に無断で集金目的外の使途に流用した事例が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 教職員の意識向上に努めるとともに、管理体制を適切なものに改め、再発を防止すること。</p>	<p>日出暘谷高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 大分豊府中学校</p>	<p>生徒毎に管理する補助簿等により集金目的及び支出目的を明確にし、定期的な検査によりチェックを行う体制とした。また、学校徴収金を保護者の承認なく、集金目的以外に利用しないよう教職員に周知徹底した。 【措置済】</p>
<p>イ 学校徴収金のう</p>	<p>(現状)</p>	<p>国東高等学校</p>	<p>生徒氏名ゴム印代については、公費で支出する</p>

<p>ち設置者が負担すべきと認められるもの (7) 生徒氏名ゴム印代</p>	<p>在学中、専ら教職員が使用するもので、生徒個人に帰属する利益がないことなどの問題点があり、保護者等からの集金は不適當であると認められる。</p> <p>(改善検討事項) 生徒氏名ゴム印を作成する必要性を検討した上で、問題点を解決するために必要な措置を講じること。</p>	<p>山香農業高等学校 日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 大分鶴崎高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 別府支援学校 別府支援学校石垣原校 新生支援学校</p> <hr/> <p>臼杵商業高等学校</p> <hr/> <p>日田三隈高等学校</p>	<p>こととした。 【措置済】</p> <hr/> <p>平成24年度から募集停止により、該当学年はいないので生徒氏名ゴム印は作成していない。今後、在校生について必要性が生じた場合は、公費で支出することとした。 【措置済】</p> <hr/> <p>平成24年度から生徒氏名ゴム印の作成を止めた。 【措置済】</p>
<p>(イ) 郡市等学校保健会費</p>	<p>(現状) 保護者等それぞれが会員となるものではないこと、会の活動から保護者等が直接利益を受けるとは認められないことなどから、保護者等からの集金は不適當であると認められる。</p> <p>(改善検討事項) 県及び郡市等の学校保健会の活動経費の適切な負担について検討した上で、必要な措置を講じること。</p>	<p>体育保健課</p>	<p>学校保健会には、保護者の代表としてPTAが参画しており、また、保護者に対する保健関係の研修会などを行っていること、及び学校が保健会から得た知識の伝達を行い、生徒や保護者の保健に対する知識の向上が図られていることから、会の運営に係る費用について、保護者にも負担を求めることは妥当と考えており、特に措置は講じないこととした。 【措置しない】</p>
<p>(ウ) 楽器のリース代</p>	<p>(現状) 音楽の授業に使用するために県が所有していない楽器を借用する費用であり、設置者が負担すべき経費であると認められる。</p>	<p>国東高等学校 日出暘谷高等学校 大分舞鶴高等学校 大分鶴崎高等学校</p>	<p>標準的な楽器のリース代については公費で支出することとした。 【措置済】</p>

	(改善検討事項) 今後適正に処理すること。	日田三隈高等学校 宇佐高等学校	
		大分工業高等学校	25年度より楽器のリースはしないようにした。 現在は、授業に使うギターを、他校からの管理替 えと、県費で購入して整備中である。 【措置済】
		臼杵商業高等学校	平成24年度から募集停止により、該当学年はい ないので該当教科の授業はない。今後、在校生に ついて必要が生じた場合は、県の方針を受け、標 準的な楽器のリース代については、公費で支出す ることとした。 【措置済】
(エ) 体力テスト分 析処理費	(現状) 体力テストの結果集計や分析などの業務は、県教委に 報告するために必要なものであり、設置者が負担すべき 経費であると認められる。 (改善検討事項) 今後適正に処理すること。	国東高等学校 山香農業高等学校 日出陽谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 大分豊府中学校	体力・運動能力テストの集計・分析処理は、今 後私費（保護者負担）による業者委託は行わず、 県教委の集計ソフトを活用し、教職員が行うこと とした。 【措置済】
(オ) 共用物品購入 費	(現状) クラスで共用する黒板用磁石などの物品を購入する費 用であり、設置者が負担すべき経費であると認められる。 (改善検討事項) 今後適正に処理すること。	大分工業高等学校	標準的な共用物品購入費については、公費で支 出することとした。 【措置済】
ウ 学校関係団体費 の支出のうち設置	(現状) 出席に必要な旅費を県費で支出した研修会等につい	国東高等学校 山香農業高等学校	公務出張を命ぜられた各種研修会にかかる資料 代等の負担金については、要領に示した基準に従

<p>者又は教職員が負担すべきと認められるもの (7) 各種研修会に係る資料代等の負担金</p>	<p>て、資料代その他の参加者負担金をPTAが支出したものとや参加教職員が支払った参加者負担金の一部を補助したものが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 今後適正に処理すること。</p>	<p>日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 盲学校 宇佐支援学校 別府支援学校 別府支援学校石垣原校 新生支援学校 竹田支援学校 大分豊府中学校</p>	<p>って負担することとした。 【措置済】</p>
<p>(イ) 家庭訪問に係る旅費</p>	<p>(現状) 県費で支出すべき家庭訪問に係る旅費をPTAに負担させているものが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 今後適正に処理すること。</p>	<p>日出暘谷高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 臼杵商業高等学校 三重総合高等学校久住校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 大分豊府中学校</p>	<p>公務出張を命ぜられた家庭訪問旅費については、公費で支出することとした。 【措置済】</p>
<p>(ウ) 各種団体の会費や運営費負担金など</p>	<p>(現状) 次のとおり、教職員が構成員となっている団体の会費をPTAが支出しているものが見受けられた。</p> <p>a 大分県高等学校長協会負担金 b 大分県高等学校教育研究会会費及び学校負担金 c 大分県福祉科系高等学校長会会費 d 大分県立学校教頭・副校長会会費 e 大分県高等学校進路指導協議会会費</p>	<p>国東高等学校 山香農業高等学校 日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校</p>	<p>・ a 該当 今後、PTAからの負担をお願いしないこととした。 ・ b 該当 大分県高等学校教育研究会の活動は、教員の資質向上とそれを通じた生徒の学力等の向上の双方の意義を持つことから、今後、教職員とPTA双方で負担することとした。</p>

	<p>(改善検討事項) 今後適正に処理すること。</p>	<p>臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 盲学校 宇佐支援学校 別府支援学校 別府支援学校石垣原校 新生支援学校 竹田支援学校</p>	<p>・ c 該当 今後、PTAからの負担をお願いしないこととした。 ・ d 該当 今後、PTAからの負担をお願いしないこととした。 ・ e 該当 大分県高等学校進路指導協議会は、進路指導に関する諸機関との連携・協力など学校が行う通常の進路指導よりも踏み込んだ生徒の進学・就職支援を行っており、標準的な経費を超えるものとして私費負担の余地があるものとする。したがってPTAに負担をお願いすることは、不適當ではないと考えている。 【措置済】</p>
(エ) 備品購入費	<p>(現状) 生徒が使用する下足箱や校長室及び事務室のカーテンなど、任意性に疑問がある備品の寄附が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 予算措置に努めるとともに、PTAに負担を求めないよう努めること。</p>	<p>佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校</p>	<p>標準的な備品については、公費で支出することとした。 【措置済】</p>
(オ) 県有財産の修繕料	<p>(現状) 寄附受納条件として負担を求められたものでもないのに、緊急の必要があるという理由で県有財産の修繕料をPTAが支出したのが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 予算措置に努めるとともに、PTAに負担を求めないよう努めること。</p>	<p>国東高等学校 大分工業高等学校 大分鶴崎高等学校 日田三隈高等学校 中津南高等学校耶馬溪校</p>	<p>県有財産の修繕料については、公費で支出することとした。 【措置済】</p>
(カ) 樹木せん定等の委託料	<p>(現状) PTAが学校敷地内の樹木のせん定や草取りなどの委託料を支出しているのが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 予算措置に努めるとともに、PTAに負担を求めないよう努めること。</p>	<p>国東高等学校 別府鶴見丘高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 日田三隈高等学校 中津北高等学校</p>	<p>標準的な植木せん定等の委託料については、公費で支出することとした。 【措置済】</p>

<p>(キ) 廃棄物処理費用</p>	<p>(現状) 学校で排出されるごみの処理費用をPTAに負担させているものが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 今後適正に処理する必要がある。</p>	<p>国東高等学校 日出陽谷高等学校 大分工業高等学校 大分鶴崎高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校</p>	<p>原因者が他に特定できる場合を除き、廃棄物処理費用については、公費で支出することとした。 【措置済】</p>
<p>(ク) 卒業証書の生徒氏名筆耕料</p>	<p>(現状) 卒業証書に生徒氏名を筆書きする謝礼をPTAが支出しているものが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 今後適正に処理すること。</p>	<p>国東高等学校 山香農業高等学校 日出陽谷高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校</p>	<p>卒業証書の生徒氏名筆耕料については、公費で支出することとした。 【措置済】</p>
<p>(ケ) 椅子カバー等のクリーニング代金</p>	<p>(現状) 県有備品の管理に要する費用であり、PTAが負担する理由はないと考えられるところ、クリーニング代金をPTAが支出しているものが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 今後適正に処理すること。</p>	<p>大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校</p>	<p>椅子カバー等のクリーニング代金については、公費で支出することとした。 【措置済】</p>
<p>(コ) スクールカウンセラーの報酬等</p>	<p>(現状) スクールカウンセラーについて、県の予算措置が廃止されたためPTA独自で雇用したものや、令達された予算を使い切ったため、残りの期間をPTAが雇用したものが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) PTAに負担を求めないよう必要な予算措置に努めること。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>スクールカウンセラーについては、今後においても学校の教育相談体制の充実のため、予算措置の充実に努めていくこととした。 ただし、学校における配置の必要性が県の公費負担の水準を質的量的に上回る場合は、PTA等の団体の考え方や要望により、私費によってカウンセリング業務を行う者をPTA等が雇用することも考えられる。 【措置済】</p>

		別府鶴見丘高等学校 中津北高等学校 宇佐高等学校 大分豊府中学校	今後もカウンセラーの報酬について、必要なものを予算要求していくこととした。 【措置済】
(#) 教職員の名刺作成代金	(現状) 教職員の名刺は県又は教職員個人が作成すべきところ、その作成費用をPTAに負担させているものが見受けられた。 (改善検討事項) 今後適正に処理すること。	山香農業高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 大分鶴崎高等学校 佐伯鶴岡高等学校 日田三隈高等学校 中津南高等学校耶馬溪校	教職員の名刺作成代金については、公費で支出することとした。 【措置済】
(シ) 有料道路通行料及び駐車場代	(現状) 旅費を県費で支出した出張について、有料道路通行料又は用務地で職員が支払った駐車場代をPTAが支出したのが見受けられた。 (改善検討事項) 今後適正に処理すること。	国東高等学校 山香農業高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 大分豊府中学校	旅費を県費で支出した出張について、有料道路通行料及び駐車場代は公費で支出することとした。 【措置済】
3 私費現金の事務処理			
(1) 社会通念上問題があると認められるもの ア 入会・会費負担等についての説明 (ア) 生徒又は卒業生が構成員である団体について、入会の任意性を説明していないもの a 同窓会	(現状) 同窓会費の納入依頼文書で入会の任意性を説明していないものが見受けられた。 (改善検討事項) きちんと説明すること。	日出暘谷高等学校 大分工業高等学校	今後は入会の任意性について、しっかり説明することとした。 【措置済】
b 大分県高等	(現状)	国東高等学校	大分県高等学校文化連盟の構成員は、規約改正

<p>学校文化連盟</p>	<p>生徒が構成員である大分県高等学校文化連盟について、入会の任意性について説明がないまま会費を集金している。</p> <p>(改善検討事項) きちんと説明すること。</p>	<p>山香農業高等学校 日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 盲学校 別府支援学校石垣原校</p>	<p>により生徒から学校となった。 今後は大分県高等学校文化連盟の事業内容や経費の使途等について、保護者等に対し総会や入学者説明会で必要性を説明し、負担を求めることとした。</p> <p>【措置済】</p>
<p>(イ) 学校が構成員である団体について、会費負担の任意性を説明していないもの</p>	<p>(現状) 学校が構成員である大分県高等学校体育連盟、大分県高等学校教育研究会工業部会工業クラブ及び大分地区高等学校指導連合会について、会費を保護者等が負担しなければならない理由の説明がないまま、各保護者等に割り当てた会費相当額を集金している。</p> <p>(改善検討事項) 当該団体に納める会費の負担をお願いしたい旨を保護者等にきちんと説明するとともに、保護者等から同意書を徴収するなど会費の負担を承諾する意思を確認した上で会費を集金するよう改めること。</p>	<p>国東高等学校 山香農業高等学校 日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 盲学校 新生支援学校</p>	<p>今後、事業内容や経費の使途等については、保護者等に対し総会や入学者説明会で必要性を説明し、負担を求めることとした。</p> <p>【措置済】</p>
<p>イ その他の不適切な集金 (7) 不要な集金</p>	<p>(現状) 自転車ステッカー代金を全生徒から集金し、自転車通学をしない生徒には後日返金したもの、模擬試験代金を</p>	<p>大分舞鶴高等学校</p>	<p>必要な金額だけを徴収するよう徹底した。</p> <p>【措置済】</p>

	<p>受験希望の有無にかかわらず全員から集金したのなどが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 適切な集金を行うこと。</p>		
(イ) 事後集金	<p>(現状) テストの代金を実施後に集金したもの、教材費を配布後に集金したもの、日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金保護者負担額を県へ納入した後に集金したのなどが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 適期に集金を行うこと。</p>	<p>日出暘谷高等学校 大分舞鶴高等学校 大分鶴崎高等学校 日田林工高等学校 中津北高等学校 大分豊府中学校</p>	<p>適切な時期に徴収するよう徹底した。 【措置済】</p>
(ウ) 積算せず	<p>(現状) 積算をせずつかみの金額でクラス費を集金したのが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 具体的な用途及び金額を事前に積算した上で集金を行うこと。</p>	<p>日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 宇佐支援学校</p>	<p>事前に積算し集金するよう徹底した。 【措置済】</p>
(エ) 存在しない同窓会の集金	<p>(現状) 平成22年4月に開校した学校において、同窓会が存在せず設立準備会や発起人会なども存在しないのに、校長が同窓会費の集金を行い保管しているのが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 適正に処理すること。</p>	<p>爽風館高等学校</p>	<p>退学者分は返金した。在学生代表分は保護者あてに返金通知を行い返金した。 【措置済】</p>
ウ 管理監督者の職務遂行	<p>(現状) 次のとおり、管理監督者の権限やチェック機能が適切に機能していないと認められるのが見受けられた。 (ア) クラス費や学校関係団体費を校務として教職員に取り扱わせるに当たり、事務分掌表により責任を明確にしていないもの (イ) 私費現金の取扱い状況について定期的な検査をしていないもの</p>	<p>国東高等学校 山香農業高等学校 日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ア) 該当 学年徴収金や学校関係団体費を校務として担当する教職員については、事務分掌表に業務を明示することとした。 ・ (イ) 該当 定期的な検査をするよう徹底した。 ・ (ウ) 該当 定期的な検査・報告等により把握するよう徹底

	<p>(ウ) 集金不足額があることを把握していないもの (エ) 担当教員が通学用自転車ステッカーの注文や保護者等からのステッカー代金の集金を勝手に行っていたもの (オ) 営利企業等従事許可願において教職員の収入が5,000円とされていた模擬試験について、監督料の支出決議書の決裁時に、当該額を超える金額を支出する内容であることを見逃したもの</p> <p>(改善検討事項) 部下教職員の指揮監督を適切に行うとともに、定期的な検査を行うなどして、常に事務処理の状況を把握するよう努めること。</p>	白杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 盲学校 宇佐支援学校 別府支援学校 別府支援学校石垣原校 新生支援学校 竹田支援学校 大分豊府中学校	した。 ・(エ) 該当 管理監督者である校長の決裁を得るように徹底し実態の把握に努め、適正に処理することとした。 ・(オ) 該当 複数の職員によるチェック体制を確立するよう徹底した。 【措置済】
エ 保護者等への報告	<p>(現状) 次のおり、保護者等への報告が十分でないものが見受けられた。 (ア) 決算をしていないもの (イ) 保護者等に報告をしていないもの (ウ) 保護者等にどう報告したのかについて記録がないもの (エ) 決算報告書に裏付けのない金額を記載したり、余剰金があるのにないとしたり、余剰金の処理を決算報告のとおりに行っていないなど、決算報告の内容が事実と異なるもの (オ) 預金利息を計上しないなど、決算報告に誤りがあるもの</p> <p>(改善検討事項) 適正に処理するとともに、再発を防止すること。</p>	国東高等学校 山香農業高等学校 別府鶴見丘高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 白杵商業高等学校 三重総合高等学校久住校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 大分豊府中学校 大分舞鶴高等学校	・(ア) 該当 決算を行い保護者へ報告した。今後は、会計年度ごとに決算を行うよう徹底した。 ・(イ) 該当 決算状況について保護者に報告を行った。今後は、決算状況等について保護者に文書により報告を行うよう徹底した。 ・(ウ) 該当 文書により報告を行い、記録として保管するよう徹底した。 ・(エ) 該当 正しい決算を行い、保護者へ報告した。今後は、誤りなく事実関係を反映した決算報告書を作成するよう徹底した。 ・(オ) 該当 正しい決算報告を作成し、保護者へ報告した。今後は、誤りなく事実関係を反映した決算報告書を作成するよう徹底した。 【措置済】 ・(イ) 該当 決算状況について、8月の同窓会会報に同封し保護者に報告を行うこととした。今後は、決算状況等について保護者に文書により報告を行うよう

	<p>徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(エ)該当 正しい決算を行い、8月の同窓会会報に同封し保護者に報告を行うこととした。今後は、誤りなく事実関係を反映した決算報告書を作成するよう徹底した。 <p>【措置済】</p>
大分工業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・(ア)該当 決算状況について、8月の同窓会会報に同封し保護者に報告を行うこととした。今後は、会計年度ごとに決算を行うよう徹底した。 ・(イ)該当 決算状況について、8月の同窓会会報に同封し保護者に報告を行うこととした。今後は、決算状況等について保護者に文書により報告を行うよう徹底した。 <p>【措置済】</p>
佐伯鶴岡高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・(ア)該当 決算状況について、保護者あてには決算書を送付するのみであったため、今後は報告書を作成し、保護者へ報告することとした。また、決算報告書類を保管していなかった会計もあったことから、必ず保管するよう徹底した。 <p>【措置済】</p>
日田三隈高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・(イ)該当 一部未報告があったため、全ての学校徴収金について報告状況を確認し、未報告のものについては保護者等へ文書を配付し説明を行った。 <p>【措置済】</p>
日田林工高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・(イ)該当 決算状況について保護者に報告を行った。今後は、決算状況等について保護者に文書により報告を行うよう徹底した。 <p>【措置済】</p>
別府支援学校石垣原校	<ul style="list-style-type: none"> ・(オ)該当

			誤りがある会計については、決算を行い保護者に報告した。また、証拠書類を一部紛失していたものや、計算過程に不明確なものがあったため、今後は、誤りなく事実関係を反映した決算書を作成するとともに、保護者に文書により報告を行うよう徹底した。 【措置済】
オ 支払に係る領収書	(現状) 支払に係る領収書を保管していないものが見受けられた。 (改善検討事項) 今後適正に処理すること。	山香農業高等学校 日出陽谷高等学校 大分工業高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 宇佐高等学校 盲学校 大分豊府中学校	証拠書類として5年間保管するよう徹底した。 【措置済】
カ 契約関係書類	(現状) 1件163万円の物品購入契約について、一者随意契約によった理由の記載がないものが見受けられた。 (改善検討事項) 今後適正に処理すること。	佐伯鶴岡高等学校	随意契約にあたっては、随意契約の理由を明確に記載し、今後は契約事務規則に沿って適正に処理を行っていくこととした。 【措置済】
キ 事務引継	(現状) 次のとおり、転出等のため、他の教職員に私費現金の管理を引き継がねばならない場合にこれを適切に行っていないものが見受けられた。 (ア) 事務引継が行われていないもの (イ) 事務引継が徹底していなかったために引き継がれた現金や書類が失われていたもの (ウ) 過去の事務引継が徹底していなかったために出所不明の預金が残っているもの (改善検討事項) 事務引継書を作成させるなど部下教職員の指揮監督を適切に行って再発を防止すること。また、出所が不明な預金について、適切に処理すること。	国東高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 盲学校 宇佐支援学校 別府支援学校 別府支援学校石垣原校 新生支援学校	・(ア)該当 事務引継書を作成し、適正に事務を引き継ぐようにした。 【措置済】

竹田支援学校 大分豊府中学校	
山香農業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ア) 該当 事務引継書を作成し、適正に事務を引き継ぐようにした。 ・ (ウ) 該当 現金出納、収入、支出の関係帳票の整備および預金通帳による会計管理を徹底した。出所不明金については、「体育文化振興会」会計に寄附し、生徒が有効に使用できるよう処理した。 <p>【措置済】</p>
日出暘谷高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ア) 該当 事務引継書を作成し、適正に事務を引き継ぐようにした。 ・ (ウ) 該当 出所不明の預金についてはPTA役員等と協議のうえ、生徒会会計に繰り入れた。 <p>【措置済】</p>
大分工業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ア) 該当 事務引継書を作成し、適正に事務を引き継ぐようにした。 ・ (ウ) 該当 出所を調査したが不明のため生徒会費会計に雑収入として処理した。 <p>【措置済】</p>
日田林工高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ア) 該当 事務引継書を作成し、適正に事務を引き継ぐようにした。 ・ (ウ) 該当 クラス費精算書を訂正し、保護者へ報告した。 <p>【措置済】</p>
宇佐高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ア) 該当 事務引継書を作成し、適正に事務を引き継ぐようにした。 ・ (イ) 該当

			22年度分の引継現金は、旧担当者から新担当者へ引き継いだ。書類については未整備であったので、24年度以降引継書を作成するように徹底した。 【措置済】
(2) その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの ア 文書による起案・決裁	(現状) 次のとおり、文書による事務処理が行われていないものが見受けられた。 (ア) 保護者に私費現金の用途等を説明する文書の作成について校長の文書決裁を得ていないもの (イ) 保護者にクラス費等の決算報告をするに当たって、校長の文書決裁を得ていないもの (ウ) 学校徴収金の支出に係る伝票が作成されていないもの (改善検討事項) 今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行うこと。	山香農業高等学校 日出陽谷高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐支援学校 別府支援学校石垣原校 新生支援学校 竹田支援学校 大分豊府中学校	・(ア)該当 管理監督者である校長の決裁を得ることを徹底した。 ・(イ)該当 管理監督者である校長の文書決裁を得ることを徹底した。 ・(ウ)該当 伝票を作成のうえ支出することを徹底した。 【措置済】
イ 文書の管理	(現状) 学校徴収金の経理などに関する簿冊が見当たらないものが見受けられた。 (改善検討事項) 今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行うこと。	山香農業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 宇佐高等学校	会計処理に関する文書は、証拠書類として5年間保存を行い、適正な文書管理を行うよう徹底した。 【措置済】
ウ 納入業者の選定	(現状) 次のとおり、納入業者の選定に不備があると認められるものが見受けられた。 (ア) 副教材等の納入業者の選定に当たり2者以上から見積書を徴していないもの (イ) 業者選定のための組織を設置していないもの (改善検討事項) 2者以上から見積書を徴する目的や業者選定のための組織を設置する目的を再度整理した上で、例外的に1者から見積書を徴せばよい場合及び業者選定のための組織の設置を要しない場合の具体的基準を学校長に示すこと。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	副教材等の購入については、県の契約事務規則に準じて、下記の場合を除き2者以上から見積書を徴して比較検討後、業者の選定を行うよう学校私費会計取扱要領に規定し学校に対して指導した。 記 予定価格が十万円未満の契約をするとき 学校指定物品・修学旅行・卒業アルバムについては高額かつ重要な内容であるため、業者選定のための組織を設置し、それ以外の業者選定については、選定のための協議を行うことを徹底するよう学校に対して指導した。 【措置済】

4 学校指定用品の事務処理			
(1) 社会通念上問題があると認められるもの ア 販売等業者の選定	<p>(現状) 次のとおり、公正な競争の確保という観点から、販売等業者の選定に係る事務処理が十分でない認められるものが見受けられた。</p> <p>(ア) 1者を制服取扱業者に指定するに当たって、他に取扱い可能な業者がないとした理由がないもの又は明確でないもの</p> <p>(イ) 制服取扱業者の指定に当たって、同額の見積書を提出した2者のうち1者を指定した理由に合理性がないもの</p> <p>(ウ) 修学旅行取扱業者の選定に当たって、見積価格が最低ではない業者を選定した理由が明らかでないもの</p> <p>(改善検討事項) 今後適切に処理すること。</p>	<p>日出暘谷高等学校</p> <hr/> <p>別府鶴見丘高等学校</p> <hr/> <p>臼杵商業高等学校</p> <hr/> <p>中津北高等学校</p> <hr/> <p>新生支援学校</p>	<p>・(ア)該当 統廃合に伴い生徒募集停止となるため、今年度以降、制服は取り扱わない。 【措置不要】</p> <p>・(ア)該当 平成25年度入学生の選定において、オーダーメイド制服については仕様と金額の上限を設定し、サンプルと見積書の提出を求め、設定条件の審査を行う方式に変更することとした。ただし、「女子夏シャツ」については平成25年度生については業者を指定済のため平成26年度生の選定からとした。 【措置済】</p> <p>・(イ)該当 統廃合に伴い生徒募集停止となるため、今年度以降、制服は取り扱わない。 【措置不要】</p> <p>・(ウ)該当 業者選定の理由を明確にすることを徹底した。 【措置済】</p> <p>・(ア)該当 複数の業者による選定を行った。 【措置済】</p>
(2) その他徴収金処理方針の規定上問題があると認められるもの ア 保護者からの意見聴取	<p>(現状) 徴収金処理方針では、「学校徴収金」の徴収目的及び徴収金額について、原則として保護者の代表者等への説明を行うとともに、その意見を聴いて「学校徴収金」を決定するものとされ、「学校指定物品」にもこの規定を準用するものとされているが、説明は全般的に行われておらず、説明したものについても資料や議事録などの記録が残されていない。</p>	<p>国東高等学校 日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校</p>	<p>学校指定用品の目的及び金額については、学校徴収金と同様にPTA役員など保護者の代表者へ説明を行うとともに、意見を聴取するよう徹底した。 【措置済】</p>

	<p>(改善検討事項) 学校指定用品の決定の前に保護者の代表者に説明を行い、意見を聴くとともに、これらの実施記録を作成・保管すること。</p>	<p>三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 盲学校 宇佐支援学校 別府支援学校 別府支援学校石垣原校 大分豊府中学校</p>	
		<p>山香農業高等学校</p>	<p>平成26年度末に閉校のため、今後の入学生がないことから、学校指定用品の購入がない。 【措置不要】</p>
		<p>新生支援学校</p>	<p>学校指定用品(制服)のアンケート調査を行い、意見の聴取を行った。 【措置済】</p>
	<p>(改善検討事項) 意見聴取が必要な学校指定用品の範囲、説明の要点及び意見聴取の方法などを学校長に示すこと。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>学校指定用品の必要性・目的・金額について、学校徴収金と同様にPTA役員などに説明するよう徹底した。 【措置済】</p>
イ 文書による起案 ・決裁	<p>(現状) 次のとおり、文書による事務処理が行われていないものが見受けられた。 (ア) 副教材等の比較検討を行った記録がないもの、副教材等の選定に係る会議の記録や資料がないもの (イ) 副教材等の選定について校長の決裁を得ていないもの</p> <p>(改善検討事項) 今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行うこと。</p>	<p>山香農業高等学校 日出暘谷高等学校 臼杵商業高等学校 日田林工高等学校 盲学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(ア)該当 選定に係る資料等を保存することを徹底した。 ・(イ)該当 校長の決裁を得ることを徹底した。 【措置済】
ウ 文書の管理	<p>(現状) 学校指定用品に関する簿冊が見当たらないものが見受けられた。</p>	<p>日田林工高等学校</p>	<p>部下教職員を指導し、適切な簿冊の管理を行うことを徹底した。 【措置済】</p>

	(改善検討事項) 今後部下教職員を指導し適正な文書管理を行うこと。		
5 その他の不適切な事例			
(1) 経理事務の複雑な委任関係	(現状) 「学校徴収金」の一部について、後援会やPTAに経理を行わせているものが見受けられた。 (改善検討事項) こうした取扱いをできるだけ速やかにやめること。	別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分鶴崎高等学校	団体に委任しないこととした。 【措置済】 学校関係団体費の決算説明の資料の中に学校徴収金の決算説明が一部入っていたので、25年度の総会では、同じ冊子に綴じていた学校関係団体費と学年徴収金を別綴じとし、別々に説明することとした。 【措置済】
	(改善検討事項) こうした取扱いをすることについて見解を示すとともに、当該見解に沿って教職員を指導監督すること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	経理事務を委任することにより事務が一層煩雑になる場合については、当該委任は適切でないものとする。そのような事態が生じないよう学校を指導した。 また、大分鶴崎高等学校についてはPTAに委任していないが、学校徴収金の決算をPTAの資料に含めていたことから、委任していると思われるような誤解を招いた。そのため、書類作成において確認を行うなどして、委任関係の誤解を招かない正しい書類を作成するよう指導した。 【措置済】
(2) 協力金の受領	(現状) 副教材費の支払事務の委託を受けた私人が、その事務費として、副教材の納入業者から協力金（支払事務の取扱手数料）を受け取っていた。 (改善検討事項) 是正に向け見解を示して、学校長を指導すること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	本件における副教材の取扱いに関しては誤解を招くので、今後はそのようなことがないよう学校に対して指導した。 【措置済】
(3) 通学用自転車ステッカーの販売	(現状) 通学用自転車に貼付するステッカーについて、買入れ単価よりも高い代金を保護者等から集金しているものが見受けられた。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	ステッカーの購入については、必要な枚数を必要な時期に、適正な代金で購入するようにした。 【措置済】

	<p>(改善検討事項) 教職員がこのような業務に従事することが妥当かどうかについて見解を示すとともに、当該見解に沿って教職員を指導監督すること。</p>		
<p>(4) 一律に集金する理由が乏しいもの ア 通学用自転車ステッカー代</p>	<p>(現状) 自転車通学する生徒の保護者等から通学用自転車ステッカー代を一律に集金しており、盗難抑止等の利益が認められるものの、防犯登録等を行うことによりその利益を望まない保護者等もいるものと推定される。</p> <p>(改善検討事項) 通学用自転車ステッカーの購入を保護者等の任意とし、その意思に基づいて集金すること。</p>	<p>国東高等学校 山香農業高等学校 日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校 大分豊府中学校</p>	<p>通学用自転車ステッカーは、盗難防止の効果に限らず、学校名が明らかになることで、事故時に速やかに学校に連絡が入り迅速な対応が可能になるという効果や、住民から寄せられる声を通して、生徒の交通マナーを学校が把握でき、生徒の交通指導に生かせるといった効果があり、今後とも、自転車通学の生徒にステッカーを義務づけることは必要と考えている。</p> <p>このため、保護者に必要性を説明した上で、今後ともステッカーの義務付けを継続することとした。</p> <p>【措置しない】</p>
<p>イ 成績通知書等郵送料</p>	<p>(現状) 定期考査の成績通知書や学校通信などを郵送するためとして、郵送料の集金が行われていた。</p> <p>(改善検討事項) 成績通知書の郵送を希望するかどうかを保護者に確認し、希望者のみに郵送することを検討すること。</p>	<p>国東高等学校 山香農業高等学校 日出暘谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分舞鶴高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 佐伯鶴岡高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 宇佐高等学校</p>	<p>成績通知書等の郵送は、生徒が必ずしも成績通知書等を保護者に見せるとは限らないため、保護者が必ず生徒の成績や学校の状況を把握できるように行っているものであり、学校が保護者としっかりと意思疎通を行う上で必要なことだと考えている。</p> <p>そのため、保護者に必要性を説明した上で、今後とも郵送を継続することとした。</p> <p>【措置済】</p>

6 県教委の指導及び監督			
(1) 徴収金処理方針の抜本的見直し ウ 徴収金処理方針の抜本的見直し	(改善検討事項) 教材費等のあるべき姿(目標)を示した上で、教職員の私費現金の取扱いに関してどのような方法によってどのような指導及び監督をすべきかを改めて検討した上で、徴収金処理方針及び徴収金マニュアルを抜本的に見直すこと。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	指摘された事柄に留意しつつ、適切で効率的な教材費等の取扱いのため、現マニュアルの見直しを行った。 【措置済】
(2) 早急に改善指導を要する事項 ア 徴収金処理方針及び徴収金マニュアルの不備の改善 (7) 現金出納簿の参考例不備	(現状) 現金出納簿は領収書を基に記帳して手元現金のあるべき金額を帳簿上明らかにしておくものであるが、参考例は現金と預金を合わせた資金を管理するためのものとなっている。 (改善検討事項) 現金出納簿の参考例の不備を正すこと。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	現金出納簿については今後廃止し、現金・預金を含めた出納簿で管理するようマニュアルに記載するが、それまでの間は、現金を取扱う場合、現金出納の都度現金出納簿に記載するよう、8月31日付け各学校あて通知等にて処理方法を指導した。 【措置済】
(イ) 送金手数料を債権者負担	(改善検討事項) 保護者負担軽減の観点から、送金手数料を債権者(業者、団体等)負担としてもらいたい旨の意思表示をすべきことを明らかにすること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	学校徴収金に係る送金等手数料について、債権者(業者、団体等)へ保護者負担軽減の観点から手数料の負担をしてもらいたい旨の意思表示をするよう学校に対して指導した。 【措置済】
(ウ) 送金手数料の負担者等	(改善検討事項) 支払に係る債権者が送金手数料の負担に感じないときの当該送金手数料の負担者(受任教職員又は保護者等若しくはPTA等の団体)及び負担方法に関する統一した考え方を示すこと。併せて、私費現金を集金する際の口座振替手数料の負担者及び負担方法についても、統一した考え方を示すこと。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	支払いに係る送金等手数料について、債権者が負担に感じない場合を想定して、年度当初に「学校徴収金に係る送金等手数料費」として保護者から一律で徴収し、手数料支払いに充当し、剰余金が生じた場合は年度末に精算するよう学校に対して指導した。また、私費現金を集金する際の口座振替手数料は保護者負担とするよう統一し学校に対して指導した。 【措置済】
(エ) 指定用品の業者への説明	(改善検討事項) 学校指定用品を教職員がまとめて購入する場合において、全員が購入を申し込むとは限らないことから、販売業者に見積条件を示す時点で数量減少のリスクがあるこ	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	学校指定用品を教職員がまとめて購入する場合、数量減少の可能性及び返品のあることを販売業者へ説明し応じることを要請するよう学校に対して指導した。

	とを説明することや、返品に応じることを求めることなどを指導すること。		【措置済】
(オ) 債務の肩代わり	(改善検討事項) 篤志家が学校徴収金を納めていない生徒に係る債務の肩代わりを申し出た場合、その対応について統一した考え方を示すこと。また、教職員が集金不足額を補填することの是非及び集金不足額が生じた場合の取扱いについて統一した考え方を示すこと。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	学校徴収金の肩代わりの申し出があった場合は、代理納付として受け入れるよう統一し学校に対して指導した。 また、学校徴収金はその会計の性質上未収金等を計上できず、精算を行わなければならないことから、当該生徒からの徴収に努め、不足額が生じないように学校を指導した。 【措置済】
(カ) 感熱紙の保管・保存期間の検討	(改善検討事項) 学校徴収金の支払を証する書類として感熱紙のレシートを保管している例が多く見受けられたが、感熱紙は徴収金処理方針が求める5年間の保存に耐えられないことから、その写しを併せて保管することを指導すること。また、私費現金に係る会計書類について5年間の保存が適切かどうかも再検討すること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	学校徴収金の支払い証拠書類として感熱紙以外で作成された領収証を添付するよう学校に対して指導した。相手方の都合により感熱紙のみの場合は、写しを併せて保管するよう学校に対して指導した。 また、私費現金にかかる会計書類については、県の会計規則に準じて、現状の5年の取扱いを継続した。 【措置済】
(キ) 仮払い・立替払の標準	(改善検討事項) 学校徴収金に係る仮払い及び立替払について、支払及び精算の方法、責任の所在、限度額などの標準を定めること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	学校徴収金に係る仮払い及び立替払については、 1 緊急の仮払い及び立替払についてその都度学校長の承認を得る 2 購入後に速やかに精算処理を行い学校長の決裁を受ける 3 限度額について基準を設ける こととし、学校に対して指導した。 【措置済】
(ク) 意見聴取の必要性検討	(改善検討事項) 「学校徴収金」の徴収目的及び徴収金額について、原則として、PTA役員など保護者の代表者等への説明を行うとともに、その意見を聴いて「学校徴収金」を決定するものとされているが、意見聴取の手続が必要であるかを、再度検討すること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	学校徴収金の目的及び金額について、保護者の代表者等への説明を行うとともに、その意見を聴くよう学校に対して徹底した。 また、団体徴収金についてはこの規定を準用しないこととした。 【措置済】
(ケ) 生徒ごとの把	(改善検討事項)	教育人事課	学校徴収金については、生徒ごとの集金額を把

握	学校徴収金について、集金すべき額及び集金した額を生徒ごとに把握していないことは、他の生徒の教材費や集金目的外の用途への流用など不適切な取扱いを生じる大きな要因となるので、この点の指導を徹底すること。	教育財務課 高校教育課 体育保健課	握するための一覧表を作成し管理するよう、学校への指導を徹底した。 【措置済】
(コ) 領収書のルール化	(改善検討事項) 私費現金の受取の際に使用する領収書について、領収書の保管者及び使用者を明らかにすることは、適正な現金管理の基礎となるものであるから、実際の現金取扱い状況を踏まえた上でルール化すること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	領収書の取り扱いについては、領収書の様式を定め、通し番号にて管理するよう徹底した。 【措置済】
イ 定期的な監察等の実施	(現状) 平成18年度に県立学校12校に対して学校徴収金等執行状況調査を実施したが、調査結果の記録は残されていない。また、これ以降調査を行っておらず、学校における事務処理状況の把握ができていない。 (改善検討事項) 教材費等に係る事務処理状況の把握と是正のため、定期的かつ継続的に監察等を実施すること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	財務・経理・人事担当等の関係各課によるチームを編成し計画的に指導することとした。 【措置済】
ウ 取り扱う私費現金の抑制	(改善検討事項) リスク管理の観点から私費現金の取扱いは真にやむを得ないものに留めていくよう学校長を指導すること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	学校長に対し、学校徴収金の徴収は口座振替を利用するなどにより、現金での取扱いは必要最小限とするよう指導した。 【措置済】
エ 適切な経費負担の実現	(改善検討事項) 公平かつ適切な経費負担を実現するため、経費負担に関する具体的な運用マニュアルを示して学校長を指導するとともに、設置者が負担すべき経費について必要な予算を措置すること。	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	公費・私費の区分にかかる基準を定め、標準的な経費について、公費で予算措置を行うこととした。 【措置済】
オ 学用品等指定の必要性	(現状) 通学用かばんを指定し新入生全員に使用を求めている例や、クラス費で市販のフラットファイルやノートなどを購入した例が見受けられた。 (改善検討事項) 指定の必要性が乏しいものがないか実態を調査し、学校の特徴や学校所在地の地域特性なども勘案した上で、	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	学用品等指定については、指定の必要性を検証し、不要な指定は行わないよう徹底した。また、各学校における検証結果の報告を求めた。 【措置済】

	行政効率維持の観点から、不要な指定をしないよう学校長を指導すること。		
カ 職員倫理規程の運用	<p>(現状) 教職員が転退職に当たってPTAからせんべつを受け取ったり、本人や配偶者の結婚や出産に当たって祝金を受け取ったりしている例が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) PTAの慶弔規程の有無にかかわらず、こうしたせんべつや祝金などを受け取らないよう、教職員を厳しく指導すること。 また、大分県教育委員会職員倫理規程では、売買契約等の相手方との間での禁止行為を定めているが、私費現金に係る売買契約等の相手方である場合にも当該基準が適用されるかどうかを明確にすること。</p>	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	<p>団体としてのPTAからせんべつ等を受け取ることは倫理規程に抵触するものではない。ただし、社会通念上高額すぎるせんべつや祝金などを受け取っている場合には適切とは言えず、そのようなことがないように、教職員を指導した。</p> <p>また、私費現金であっても、公務として取扱う経費であるならば、売買契約については、大分県教育委員会倫理規程の適用が当然求められる。</p> <p>【措置済】</p>
キ 「校外勤務」の必要性	<p>(現状) 家庭訪問のため校外勤務を行った教職員に対し、PTAがガソリン代補助等の名目で金銭を交付しているものが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 校外勤務の意義を明らかにした上で、その可否を検討すること。</p>	教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課	<p>教員には、生徒指導や交通指導といった学校外での非定型的な勤務が多いという特殊性を踏まえると、過度に事務手続きが煩雑にならないよう、校外勤務制度は必要と考える。</p> <p>ただし、家庭訪問の多くはあらかじめ行き先や訪問時間が決まっている定型的な業務であり、このような場合には公務出張とすることが適切である。</p> <p>このため、大分県立学校職員服務規程を改正し、家庭訪問という文言を削除した上で、計画的な家庭訪問の場合は、これを公務出張とし、旅費を支給するよう学校に対して指導を行った。</p> <p>あわせて、校外勤務を届け出て校外勤務することができる場合の例示も行った。</p> <p>【措置済】</p>
ク 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金一部負担額の集金の適正化	<p>(現状) 各学校で、保護者が独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金負担額の納入をPTA会長に委任し、PTA会長が取りまとめて県に納入することが行われている。</p> <p>当該手続に関して、PTA会長が委任について同意していることが客観的に証明されていない、実際には掛金</p>	体育保健課	<p>保護者の委任を受けてPTA会長が共済掛金保護者負担額の集約と県への納入を行うことについて保護者から受任した旨を、県教育委員会に対し文書で申し出てもらうなど、委任についてPTA会長が同意していることが客観的に分かるようにすることとした。</p> <p>また、納入期限までに掛金負担金を納めていな</p>

	<p>負担額の集金及び管理を教職員が行っている、掛金負担金を納めない保護者がいる場合にP T Aの資金で立て替えているなどの問題が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 掛金負担額の徴収手続の適正化を図るため、指導を改めること。</p>		<p>い保護者がいる場合に、支出予算を流用するときには、各学校で定める、P T Aや体育振興会等各団体共通の「会計事務取扱要領」に基づき処理することとした。</p> <p>【措置済】</p>
<p>ケ 大分県高等学校文化連盟会費の納入の是正</p>	<p>(現状) 各高等学校長は、大分県高等学校文化連盟の依頼に基づき会費を保護者等から集金しているが、未収があった場合に別目的の学校徴収金から流用したり教職員が立て替えたりして同連盟が求める全生徒分の会費を納めた例が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 教職員の負担軽減の観点からも、このような対応を改めるよう学校長を指導すること。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>今後は徴収目的以外の支出に充てないこととした。</p> <p>【措置済】</p>
<p>コ 県下一斉実力テストについて</p>	<p>(現状) 多くの高等学校で、第3学年の生徒全員を対象に県下一斉実力テストが実施されているが、受験が任意であることを保護者等に十分説明しないまま、受験料を集金している。</p> <p>(改善検討事項) 受験の意思の確認を徹底するよう関係学校長を指導すること。 また、教職員の関与の状況など同テストの実施状況を把握し、教職員の服務上の問題が生じることのないよう、万全を期すこと。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>県下一斉実力テストについては、大分県高等学校教育研究会進路指導部会総会において、受験の意思を確認する必要があることを説明した。なお、県下一斉実力テストは、平成25年度末をもって廃止することが決定した。</p> <p>【措置済】</p>
<p>7 学校関係団体の事務の取扱いに係る事項</p>			
<p>(1) 団体における教職員の事務の適正の確保 ア 経理規程等の整備</p>	<p>(現状) 経理規程や事務決裁規程などがいないため、教職員は前例を踏襲した事務処理を行っていた。</p> <p>(改善検討事項)</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>「学校私費会計取扱要領」の中で示した。大分県高等学校P T A連合会へ要領を送付し、規程の整備について理解を求めた。</p> <p>【措置済】</p>

	<p>教職員の公務能率の確保及び現金取扱いにおけるリスク管理の観点から、教職員が運営に関与する団体において、権限の配分、事務決裁、経理、予算執行、資金の繰越しや積立てなどに関する規程が整備されるよう、学校関係団体に理解を求めること。</p>		
イ 会員及び会費に関する規定の整備	<p>(現状) 会員の会費納入義務について会則で定めていない団体が多く見受けられた。また、会則で入退会手続を定めていないか又は会則で定める入退会の手続が執られていないものがほとんどであった。</p> <p>(改善検討事項) 教職員の事務の適正の確保及び会費徴収に関するトラブル防止の観点から、教職員が運営に関与する団体においてその会員たる地位の得喪及び会員の義務に関する規定が整備されるよう、学校関係団体に理解を求めること。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>「学校私費会計取扱要領」の中で示した。大分県高等学校PTA連合会へ要領を送付し、規程の整備について理解を求めた。 【措置済】</p>
<p>(2) 団体事務と公務との混同の是正 ア 団体事務と公務との区分</p>	<p>(現状) PTA等の団体の事務と県(学校)の事務である公務とは区別されているはずであるところ、団体事務と公務とを混同している例が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 団体事務と公務との区別を示すとともに団体事務の処理に当たっての注意事項を具体的に示すなどして、学校長を指導すること。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>学校事務職員が引き続き事務を行う場合においては、事務処理に当たっての注意事項を学校私費会計取扱要領で具体的に示すなどして、団体事務と公務を区別するよう学校長会議や事務長会議等を通じて指導した。 【措置済】</p>
イ 教職員の意識	<p>(現状) 教職員が団体事務と公務とを混同しがちな環境があるため、団体事務と公務とを混同している例が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 団体事務と公務との区分の指導を徹底するよう、学校長を指導すること。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>団体事務は公務と混同しがちな面があるので、団体事務と公務との区分について教職員の意識喚起等の指導を徹底するよう学校長に指導した。 【措置済】</p>
ウ 校務として取り扱うことができる団体事務の範囲の	<p>(現状) PTA等の団体の事務の内容を具体的に検証せずに、教職員がPTA等の団体の事務を取り扱うことを校務と</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課</p>	<p>PTA等の団体事務は基本的に生徒の教育のための事務であることから、団体事務は通常校務であり、勤務時間内に行うことができるものである。</p>

<p>明確化</p>	<p>認定するかどうかは校長の権限に属するとしている。</p> <p>(改善検討事項) 団体の事務の性質や事務処理に要する時間や費用などを精査した上で、これらのうち校務としても差し支えないものを具体的に区分して学校長に示すとともに、行政運営の透明性向上のため、これを広く公に示すこと。</p>	<p>体育保健課</p>	<p>校務としても差し支えない事務について、学校私費会計取扱要領で示した。</p> <p>【措置済】</p>
<p>(3) 教職員の関与に係るルールの確立 ア 教職員の関与の必要性</p>	<p>(改善検討事項) 教職員が役員又は事務局員に就任することができる団体に関し、具体的な団体名を例示するなどして基準を定め、併せて、団体の役職員としての事務を行うときの服務上の取扱いを明らかにすること。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>教職員が役員又は事務局員に就任することができる団体の基準や、団体の役職員としての事務を行うときの服務上の取扱いを、学校私費会計取扱要領で示した。</p> <p>【措置済】</p>
<p>イ 役員等に就任する手続</p>	<p>(改善検討事項) 教職員が学校関係団体の役員又は事務局員に就任するに当たっては、担当する事務の範囲や権限と責任の範囲を明確にした上で、手続を書面で行うこととし、教職員が安心して事務処理に当たることができる環境を整備すること。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>教職員が学校関係団体の役員又は事務局員に就任するに当たっては、担当する事務の範囲や権限と責任の範囲を明確にした上で、手続を書面で行うよう指導した。</p> <p>【措置済】</p>
<p>(4) 体育文化振興会の統合の促進</p>	<p>(現状) 「体育文化振興会」など部活動の支援等を目的とする団体については、その総会の資料や実施状況などから、実質上P T Aの一部であると見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 公務能率の確保の観点から、体育文化振興会の他団体への統合について理解を求めること。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p> <hr/> <p>国東高等学校 日出陽谷高等学校 別府鶴見丘高等学校 大分工業高等学校 爽風館高等学校 大分鶴崎高等学校 臼杵商業高等学校 三重総合高等学校久住校 日田三隈高等学校 日田林工高等学校 中津南高等学校耶馬溪校 中津北高等学校 盲学校</p>	<p>「学校私費会計取扱要領」でP T A等他団体との統合について検討するよう求めた。</p> <p>【措置済】</p> <hr/> <p>団体に対し、体育文化振興会をP T Aの特別会計の一つとしている例を紹介することとした。</p> <p>【措置済】</p>

8 県民への情報提供	<p>(現状) 入学時や在学期間中の費用負担がどの程度になるのかの情報提供が積極的に行われていなかった。</p> <p>(改善検討事項) 保護者等の費用負担について、情報の提供が積極的に行われるよう、その内容や方法を検討すること。</p>	<p>教育人事課 教育財務課 高校教育課 体育保健課</p>	<p>取扱金については、参考例を定めて各学校に配布し、ホームページ等に記載するよう学校を指導した。</p> <p>団体費については、各学校が保護者と相談して提供できる範囲で情報提供するよう学校を指導した。</p> <p>【措置済】</p>
------------	---	--	--

2 平成21年度行政監査の結果（平成22年3月16日付け監査第874号）に基づく措置等

(1) 概要 「措置済」3件

(2) 措置等の状況

高額設備等の活用状況に係る措置等の状況（平成25年3月31日現在）			
項目	監査の結果及び意見（要旨）	監査対象機関	措置等の概要
1 機械器具等			
(1) 機器等の管理 ① 帳簿と現品の照合の実施	<p>(現状) 帳簿と現品の照合が実施されていなかった。</p> <p>(改善検討事項) 帳簿と現品の照合を定期的に行うこと。</p>	県立病院	<p>部署ごとに、備品調査表と備品の照合を実施した後、備品台帳を整理した。</p> <p>平成25年度以降も定期的（年1回）に照合を実施する。</p> <p>【措置済】</p>
② その他管理が不適正・不適切なもの	<p>(現状) 次のとおり不適正又は不適切な事務処理が行われたものがあった。 備品表示がないもの</p> <p>(改善検討事項) 適正に処理し、又は今後適正・適切に行うこと。</p>	県立病院	<p>備品の照合を踏まえて、各部署ごとに備品表示票を貼り付けた。</p> <p>【措置済】</p>
2 動物			
(1) 動物の管理及び利用 ① 管理体制	<p>(現状) 畜産試験場中小家畜・環境担当及び農業大学校では、会計規則に規定する特別取扱いの承認を受けて出納等の</p>	用度管財課	<p>「事務の簡素化」及び「適正な保管管理」の視点から会計規則の改正の要否について検討したが、各所属の状況を隈無く反映させ標準化するこ</p>

帳簿を一元化しており、帳票作成に係る事務の簡素化が図られていた。

(改善検討事項)
物品調達・管理システムの導入に伴って会計規則を見直すに当たっては、特別取扱いの状況を踏まえた上で、事務の簡素化が図られるよう考慮すること。

とは非常に難しいと判断し、従来の方法を継続することとした。

【措置済】

(注) 前回(平成24年5月)及び前々回(平成23年6月)の公表において「措置済」又は「措置不要」としたものは、今回の公表対象に含めていない。